

総務文教委員会

令和4年12月8日(木)

日 時 令和4年12月8日(木) 午前10時00分開会—午前10時51分閉会

場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 奥野委員長、道工副委員長、谷地、坂原、辻下、早川、竹原、松尾

欠席委員 なし

傍聴議員 瀧見、中原

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長

古橋教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長会計管理者

相馬財政改革部長

澤教育委員会事務局教育次長兼指導課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

寺田まちづくり戦略室危機管理監

栞山総務部理事兼財政改革部理事

小川教育委員会事務局理事兼生涯学習課長兼青少年センター所長

森総務部副理事兼総務課長

内山財政改革部副理事兼財政改革課長

種畑税務課長

松井学校教育課長

光岡総務課長代理

事務局 増田議会事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

奥野委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名。全員出席です。

理事者についても、全員出席です

初めに、お諮りします。

ただいま連絡を受けました、傍聴許可の申出に対して、許可したいと思います。
よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 傍聴を許可します。しばらくお待ちください。

最初に少し、しゃべることが漏れておりましたので、追加させていただきます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いします。

12月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第51号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）について」のうち、本委員会に付託された案件を、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

松井課長。

松井学校教育課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをご覧ください。

「令和4年度岬町一般会計補正予算（第9次）」のうち、総務文教委員会に付託されました予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算のほうからご説明させていただきます。

19寄附金、1寄附金、小学校費寄附金といたしまして、5万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より、小学校に対し図書購入用として頂きました寄附金5万円を、小学校教材費に充当するものです。

奥野委員長 内山副理事。

内山財政改革部副理事 続きまして、20繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、1,403万9,000円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に必要な財源を計上するものでございます。

奥野委員長 森副理事。

森総務部副理事 続きまして、22諸収入、3雑入、雑入としまして、94万2,000円の増額補正を行うものです。

そのうち、総務課分としまして、大阪広域水道企業団事務負担金、庁舎管理分33万3,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、岬町と大阪広域水道企業団の水道事業統合以降、岬町第2庁舎の一部を岬水道センターが使用していますが、電気料金は、町が第2庁舎の電気料金を先に電力会社にお支払いした上で、年間の使用状況に応じて、後で水道企業団から町へ負担金としてお支払いをいただいているところです。

この後、歳出でご説明させていただきますが、電気料金の増額補正をすることに伴い、水道企業団の負担金について増額を行うものです。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 次に、危機管理担当分といたしまして、消防団員退職報償金60万9,000円です。

内容につきましては歳出でご説明させていただきますが、階級や活動年数に応じた「消防団員公務災害補償等共済基金」からの、消防団員退職報償金を、消防総務費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳入合計といたしまして、1,304万7,000円を減額補正するものでございます。

奥野委員長 それでは歳出。

廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 続きまして、歳出です。

委員会資料の2ページをご覧ください。

今回の委員会資料におきましては、補正項目の多くが人件費で占められているため、委員会資料2ページから9ページ上段までを人件費分。それ以降を人件費以外分に区分して、2つの構成で作成をしております。

参考資料として11ページに、今回の人件費補正を要因別に整理した、人件費内訳表を添付しております。

資料には総務文教委員会所管以外の特別会計も含んでおりますが、人件費補正全体の説明ということで、この内訳資料によりご説明をさせていただきます。

今回の人件費の主な補正要因としましては、大きく分けて4つございます。

まず、人件費内訳表の①、一般職の職員の給与の独自減額1%の反映と、管理職手当の独自減額率を30%から15%に変更したことによる補正です。

一般職の給与の1%減額の影響額は、特会を含む全会計で1,013万6,000円の減額。管理職手当の減額率の緩和で、全会計で354万6,000円の増額。この要因による人件費の増減で、全会計で659万円の減額補正となります。

次に②、育児休業者の新規発生や期間変更による給与清算の反映によるもので、当初予算計上時には予定していなかった、新たな育児休業者の発生や第2子の誕生による育休期間の延長により給与の不用額が増え、全会計で1,263万1,000円の減額補正となります。

次に③、人事異動等に係る調整のところですが、人事異動による各会計間、各費目間の予算調整を行いつつ、職員の給与の確定や扶養構成の変更など、雇用条件の確定による増減、保険料の利率確定などの要因による当初予算から現時点までの不用額を算出し、トータルで減額補正をするもので、全会計で1,191万1,000円の減額補正となります。

最後に④、会計年度任用職員の配置、雇用条件の反映で、内容としましては、通勤経路の確定や最低賃金改定による時給単価の増額などにより、全会計で774万円の増額補正となります。

以上、①から④までの総合計としまして、一般会計で1,302万9,000円の減額、全特会も合わせると、2,339万2,000円の減額補正となっております。

委員会資料2ページから9ページ上段までの人件費補正に関する説明は以上で

すが、各ページの左の区分から右の備考欄までの内訳の読み上げにつきましては、議事の円滑な進行のため省略させていただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

なお、令和4年人事院勧告による補正に関しましては、職員団体との協議のため、議会最終日に上程予定です。

人事担当からの説明は以上です。

奥野委員長 森副理事。

森総務部副理事 続きまして、資料9ページをご覧ください。

歳出の人件費以外分についてご説明させていただきます。

2総務費、1総務管理費、庁舎管理費としまして、365万4,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、原油や液化天然ガスなどの輸入価格高騰に伴う燃料調整額の上昇により、予算額に不足が見込まれることから、令和5年3月までに必要となる光熱水費について増額補正を行うものです。

続いて、車両管理費として112万5,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、原油生産量の調整、国際情勢の変化に伴う原油価格の高騰や急激な円安によるガソリン価格の上昇により、公用車燃料費に係る予算額に不足が見込まれることから、令和5年3月までの必要額を増額補正するものです。

続きまして、集会所維持補修費として、77万1,000円の増額補正をするものです。

内容としましては、望海坂第1集会所の多目的トイレにおいて水漏れが発生し、便器の取替えが必要となったための修繕料として23万7,000円、同じく望海坂第1集会所の空調機に不具合が発生し、更新が必要なため、集会所備品購入費として53万4,000円の増額補正を行うものです。

奥野委員長 種畑課長。

種畑税務課長 続きまして、2徴税費、町税過誤納償還金90万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、本年度4月から11月までの間で、個人及び法人町民税の申告に伴う更正や、配当割・株式譲渡等所得割控除に係る控除超過により、過誤納償還金の支出が増加しており、決算見込額について算定したところ不足額が生じるため、増額補正をお願いするものです。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費（経常）分といたしまして、147万7,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、泉州南消防組合におきまして、原油等の価格高騰や新型コロナウイルス感染症対策を講じたことに伴い、当初の想定よりも燃料費や光熱水費が増加となり、予算に不足が生じる見込みであることから、当該組合への負担金のうち、岬町負担分147万7,000円を増額補正するものです。

続きまして、消防総務費（臨時）分といたしまして、岬町消防団員2名の退職報償金として、67万6,000円を増額補正するものです。

奥野委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、10教育費、2小学校費、小学校管理費、光熱水費といたしまして、433万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、原油や液化天然ガスなど、輸入価格高騰に伴う燃料調整額の上昇及び熱中症対策による電力量の増加に伴い、予算額に不足が見込まれることから、令和5年3月までに必要となる光熱水費について増額補正を行うものです。

続きまして、小学校維持補修費、修繕料といたしまして、79万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、消防法第4条による泉州南消防組合の立入検査があり、指摘のあった火災予防上の不備・欠陥箇所について修繕を行うものです。

修繕箇所といたしましては、深日小学校は屋内消火栓配管からの漏水、多奈川小学校は非常用ドア開閉不良、体育館の誘導灯、非常照明の交換など、それぞれ修繕を実施するものです。

続きまして、資料10ページをご覧ください。

小学校教材費といたしまして、5万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、国際ソロプチミスト大阪りんくう様より頂きました寄附金5万円を、淡輪小学校の図書購入費に充当するものです。

続きまして、3中学校管理費、中学校管理費、光熱水費といたしまして、144万6,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、小学校と同じく、原油や液化天然ガスなど輸入価格高

騰に伴う燃料調整額の上昇に伴い、予算額に不足が見込まれることから、令和5年3月までに必要となる光熱水費について増額補正を行うものです。

以上、当委員会付託分歳出合計といたしまして、219万円を増額補正をするものです。

奥野委員長 ただいまの説明に対して、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 何点か質問をさせていただきます。

まず1つ目は9ページの、2総務費の集会所維持補修費。これは77万1,000円なのですが、これは修繕内容とか備品購入の内容は今、ご説明いただいたところなのですが、これ、実際に今回の補正予算を可決後には、いつぐらいに工事を完了される予定なのかという点が1つ。

2つ目は、これも9ページの、10教育費の小学校維持補修費。これは同様に、補正予算可決後にいつ頃工事開始して完了する予定なのか。

あと3つ目が、10ページの小学校教材費。これの図書購入費の5万円。

これは淡輪小学校に教材費、購入されるということなのですが、これは多奈川とか深日、また中学校、そこでは淡輪だけに限定されたというのは、これは各学校との話合いの結果ということなのか。

この3点をお願いします。

奥野委員長 森副理事。

森総務部副理事 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、集会所の修繕につきまして、いつまでに実施するかというご質問でございますけれども、便器あるいは空調機につきましては、なかなか納期がかかるというふうに聞いております。

できるだけ早急に発注させていただこうと思っておりますけれども、3月末をめどに完成させたいというふうに考えております。

奥野委員長 松井課長。

松井学校教育課長 修繕につきましては、今年度中には必ず終わるようにする見込みとなっております。

図書購入ですが、今回は、淡輪小学校になります。

毎年寄附をしていただき、大変ありがたく思っております。

蔵書数が少ないのが淡輪小学校となっております。毎年寄附を頂いており、淡輪小学校、多奈川小学校、また淡輪小学校、深日小学校で、交互交互で購入し、学校とは協議済みです。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかの方、ないですか。

坂原委員。

坂原委員 今回の補正は、人件費以外の補正については、今の世情を反映して、エネルギーの高騰による増額が多いようです。

その中で、9ページの消防費についてお聞きしたいのですが、泉州南消防組合負担金として、これもエネルギーの増額による分担金ということなのですが、この負担割合を確認したいのですが、当初予算ではもちろん算定根拠となる岬町は何割分負担するのかというのは出ていると思うのですが、これも多分恐らく同じだと思うのですが、念のため、負担割合の根拠をお聞きしたいと思います。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 議員お尋ねの負担金についてですが、今回、消防組合全体として計算されておりますのが、1,949万9,000円が負担金の総額として上げられております。

そのうち、お尋ねの負担金の割合についてですが、岬町の場合、基準財政需要額として6.8657%、消防需要額といたしまして、6.37285%、均等割合額として13.333%につきまして負担金のほうを計算されております。

計算内容につきましては、消防組合議会のほうで承認いただいたというふうに伺っております。

奥野委員長 坂原委員。

坂原委員 今の説明にありましたけれども、それは当初予算のときの岬町の割合と一緒にですか。そこを聞きたいのですが、お願いします。

奥野委員長 寺田管理監。

寺田まちづくり戦略室危機管理監 こちらのほうは、当初予算の負担金と同じ割合となっております。

奥野委員長 ほかにございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私からは、11ページの今回の一般職の給与の独自減額1%であったり、あと、管理職手当の減額率の緩和というところについて、総合的に伺いたいと思うのですが、これは、一時的な期間での減額とか緩和になるのかどうかというのを、まずお聞きしたいと思います。

奥野委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 松尾委員のご質問にお答えします。

職員の独自減額に関しましては、職員団体と協議をしながら、財政状況を見ながら、毎年度の判断で決定するというところで、条例改正につきましても、年度末、3月議会のときに、例年職員の独自減額をどうするのかということで上程させていただいているような次第です。

管理職手当の30%から15%の独自減額の緩和につきましても、もともと、職員の2%の減額をしてきた当時から、昔から管理職の管理職手当の独自減額はずっと続いているわけですが、今回、職員の2%から1%の緩和に合わせて、今回は管理職手当の緩和も同時に行ったような形であります。

奥野委員長 松尾委員。

松尾委員 ということは、毎年財政状況を見ながら、今後も行っていくかもしれないし、行わないかもしれないということですよ。

私は、何度かこの手の一般質問で、例えば、職員のモチベーションをどう高めていくのかとか、あと、メンタルヘルスで悩んでいる方々のサポートであったりとか対応というところに、何度か提言はさせていただいているところなのですが、今回、財政状況を見ながら毎年見直していくということなのでしょうが、例えば、もっと簡単に端的に言えば、町が発展していく、人口が増えていって、経済が潤ってとなっていけば、こういうことは起きていかないと思うのですよ。その、例えばそうならない目標設定というのを、役場全体で定められているのか、それとも各課でそういった目標設定というは定められているのかというのを、少しお聞きできたらと思います。

奥野委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 松尾委員のご質問にお答えをさせていただきますが、今、廣田理事のほうからご説明させていただいたように、財政状況を見ながら、毎年毎年、

職員組合と丁寧な説明の中で合意をいただいて、減額をする場合は減額の条例改正を行っておるところですが、財政見通しというのがなかなか立てられない状況で、大企業の撤退であるとか、岬公園の再整備等で、なかなか歳入の見込みというのが非常に難しい状況であります。

その辺りの見込みの部分も組合協議では説明をさせていただく中で、合意をいただいているということになるんですが、具体的に何年になったらこれが解消できるかというのは、今のところ予測が立てにくい状況です。

奥野委員長 松尾委員。

松尾委員 とてもよく分かります。

だからこそ、逆にここまでやっていこうじゃないかという、毎年の目標みたいなものを立てる必要があるかなというように、私は思うのですよ。それが例えば原課、課であったり部であったりの目標設定、さらには町全体の目標設定というのを定めておいて、そこに向かって頑張っていく。もちろん、毎年頑張るけれども駄目だったというのは、もちろんありだと思っております。それで減額というのは致し方ないかもしれないですけども、目標がない中で、毎年2%減らす、3%減らすということであれば、職員の皆さんもそうですし管理職の皆さんも、結局、モチベーションの部分に関して言うと、どんどんしんどくなっていくというか、やる気が削がれていくような感じが私はするのです。

ですので、何度か申し上げてはいますが、目標設定、モチベーションを維持していくための目標設定というのを、ぜひ、役場全体でも行っていただきたいと思っております。

これは、要望でしか無理でしょうけれども、また、一般質問でも私はこれからも言い続けていきたいと思っておりますが、ぜひ目標設定というのを取り入れていただきたいと、こう強く要望しておきます。

奥野委員長 要望ですね。

ほかに、ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第51号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第56号「岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 今回の岬町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目なのですが、この法律施行条例の制定に当たって、10月にパブリックコメントを出されていると思うのです。この施行条例の内容自身に直接関係するところではないのですが、10月5日に公式LINEでパブリックコメントを情報発信されて、役場ホームページにも掲載されたというところだと思います。

その後、パブリックコメントの結果が10月31日に役場ホームページに掲載されているのですが、これ、どうして公式LINEで結果の情報発信をしなかったのかというところと、あとは、これは今回に限った話ではないのですが、パブリックコメントを提出された方に対して、特に、結果を掲載しますよと連絡が、多分何も行ってないと思うのです。実際私、これまでにパブリックコメントと出ているものは全部、岬町で大体私1人なのですが、出させてもらっているのですが、電話番号とかメールアドレスとか記載させてもらっ

ているのですね、名前とかも。でも、結果が出されましたよという連絡が、一度もあったことがないのです。

こういったのって住民さん、今回は私自身が出しているのですけれども、住民さんに意見を募集して、それに対して町としての回答をされているのであれば、募集を発信するだけではなくて、回答も掲載しましたよというのは、何らかの方法でやはりきちんと情報発信すべきだと思うのですけれども、ここについてどういったお考えなのかを、回答をお願いします。

奥野委員長 森副理事。

森総務部副理事 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃったとおり、パブコメのほうを10月に実施させていただいて、ホームページ上でその内容について周知をさせていただいたんですけれども、LINEについて周知をしなかったというところで、パブコメにつきましてはうち単独ではございませんので、公式LINEに掲載すべきか否か、結果についてパブコメを提出された方に連絡するか否か等について、役場の中で検討させていただいて、今後の方針を決めさせていただきたいというふうに思っております。

奥野委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね。やはり昨日、厚生委員会で中原議員もおっしゃったように、住民さんと信頼関係というところ、すごく大事だと思っていて、そこは、やはり意見を求めて、住民さんがそれに対して意見を示したのであれば、きちんとそれに回答してあげるという、それを伝えてあげるという、これはやはり信頼関係をつくっていくというところだと思うのです。

結局、意見を出したけれども、回答が勝手に掲載されていて、何も連絡がないのかとなったら、それであつたらもう意見を出さないでおこうかなとなってしまう住民さんもいると思うのですよ。その辺は、きちんとやはり住民さんに配慮して、対応をしていただきたいと思います。これは要望です。

続いて、質問は大丈夫ですか。

奥野委員長 西部長。

西総務部長 パブリックコメントの件でのご質問ということで、ちょっと補足させていただきたいんですけれども、基本的にパブリックコメントにつきましては、町の方針としては、個別での回答はせずにホームページにおいて回答するということで

運営しておりますので、現状としては個々に意見をいただいた方については回答していないというのが現状です。

個々に回答するということについては、確かに今現在は1件とか数件とか、非常に少ない件数の意見しかないというのが現実なんですけれども、案件によっては数十件あるとか、件数の多寡もいろいろ変わってまいりますので、一概に個別に回答できるかというのはちょっと、いろいろ問題があるかなというふうに考えております。

意見についての回答については全てホームページ上で回答しているという点、ご理解いただきたいと考えております。

それを踏まえまして、ほかの団体等のやり方等も検討させていただいて、見直すべき点は見直していきたいということでご理解いただけたらと思います。

奥野委員長 谷地委員。

谷地委員 恐らく、1個1個の質問に対して個別に回答するという方法ではないのだろうなというのは、それは多分そうだろうとは思っていたのですが、公式LINEではやはり発信していただきたいというのと、あとは、個々の質問の内容に個々に回答するというわけではなくて、ホームページに掲載しましたよぐらいのレスはあってもいいのかなというのは、個人的に思うので、そこは一度検討させていただいて、対応いただければと思います。

これはあくまでも要望です。

続いて質問いいですか。

奥野委員長 どうぞ。

谷地委員 同じ個人情報の保護の件で続いて質問なのですが、今回議案第55号、岬町海釣り公園の指定管理者の指定について、これで今回の条例改正が実際適応されると思うのです。新旧対照表の一番最初に書かれているのですが、これ、実際に指定管理者の指定の手続きに関する条例部分が改正されるということで、今回の海釣り公園のとおとパーク小島さんのところもここに少なからず関係されると思いますし。

奥野委員長 谷地議員、今、指定管理のところではなく、56号ですよ。

谷地委員 56号です、そうです。

今、指定管理に関わる部分の条例が改正されるというところだと思いますし、

それ以外の今、指定管理されている方とかにも、指定管理者の指定手続きに関する条例改正のところが関係すると思うのですけれども、この辺というのは、きちんと事業者さんに話をされているのかどうかというのを、回答をお願いします。

奥野委員長 答弁はどなたになりますか。

森副理事。

森総務部副理事 委員の質問にお答えをさせていただきます。

公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例のほうも、添付のとおり新旧対照表がございまして、改正するという形で、基本的には今までの個人情報保護条例と同じ、同等の内容が法律に記載されている。それよりも回答する日数を、法のほうでは30日となっているのを15日というふうな形で短くしたりとか、若干の相違点はありますけれども、基本的には今までの条例を引き続き行くというような形ですので、こちらのほう、指定管理者の方にも周知していったって、守っていただくようにしていきたいと考えております。

奥野委員長 谷地委員。

谷地委員 そうですね。内容的に大きく変わらないとしても、そういった条例が変わったということは、一応きちんと耳に入れておいたほうがいいのかと思うので、そこはきちんと事業者さんにも伝えていただくのがいいかと思います。

続いて質問大丈夫ですか。ほかの方とかは。

奥野委員長 どうぞ。

谷地委員 大丈夫ですか。

続いてまた質問なのですけれども、岬町個人情報の保護に関する法律施行条例案の概要についてというところの記載で、2の法施行条例の主な内容の(2)第2条関係(用語)というところで、今回、実施機関というところがこれは変わってくると思うのです。実際、今の条例から財産区が追加されていると思われるのですけれども、これ、財産区が追加された理由というのはなぜかというところと、あと、実際新旧対照表を見ると、今回の法改正の部分で、実施機関から議会が外れたと思うのです。それに伴って、この岬町暴力団等の排除に関する条例の部分では、あえて議会というところを明記して、前と同じ状態にしているのかなとは思っています。しかしながら、今度は逆に岬町債権管理条例、下のほうでは、この実施機関の部分に議会というのがこれは入っていないという、この2つの条

例について、議会を入れる入れないというところの違いが今回生じたのはなぜかという部分。

それと最後に、これは実際に法律で実施機関から議会が外れたというところで、ほかの自治体とかでも、議会は議会できちんと個人情報というところの取扱いについてきちんと条例に定めるべきではないかというところで、都道府県であったり、全国の市議会などで、議会としての個人情報保護の条例を定める動きがあるのですけれども、これについて岬町の議会としては今後どういう形で取り組んでいくのかについて、回答をお願いします。

奥野委員長 答弁よろしいですか。

森副理事。

森総務部副理事 谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

従前の条例のほうには財産区が入っていないくて、今回入ったというところで、まず1つ、この条例改正、全部改正をするに当たって、近隣市町村との勉強会等で、財産区というのを今まで私ども入っておらなかったんですけれども、今回は他の団体等でも入れるというところが案としてたくさんありましたので、まず入れさせていただいたというところなんです。

奥野委員長 西部長。

西総務部長 まず1点目の財産区の取扱いですけれども、個人情報の保護に関する法律におきましては、この法律については地方公共団体の機関に適応されるようになってございますので、特別地方公共団体である財産区につきましても本町の条例の中に位置づけたものです。

本町の条例の中に位置づけないということになれば、財産区の中にまた条例を新たにつくらなければいけないということになりますので、本条例の中に入れることによって、それを読み取ることができるということにしております。

議会につきましては、個人情報の保護に関する法律の中で除かれておりますので、今回の条例の中には含めておりません。議会につきましては、議会のほうで独自に条例をつくっていただいて、個人情報の保護をしていただくという形になってまいります。

それと、関係条例の整備についての部分でございますけれども、暴力団の排除に関する条例については、行政機関だけでなく議会についても、影響を及ぼす

ということで入れております。

そのほかの債権管理条例等については、議会については関わる部分がないというふうに判断しております、その部分は含めていないということで、それぞれの条例の内容に応じまして、入れたり入れなかったりということをしているということでご理解いただければと思います。

奥野委員長 谷地委員。

谷地委員 丁寧な回答、ありがとうございます。

今の説明だと、今回の個人情報保護法の法改正によって、その内容を適用するというだけではなく、そもそも議会が外れたことによって、今までの条例というところでも、議会を入れるべきなのか、入れなくていいのかというところも一応見直しされて、この債権管理条例というところに関しては、議会が関わる部分がこれまでの実績から行ってもほとんどないだろうというところで、今回外されたという認識でよろしいのですか。

あと、これは実際に、暴力団等の排除に関する条例、今回議会が追加されているのですけれども、先ほどのお話だと、議会でもた個別に個人情報の保護に関する条例を定めた場合には、この部分もまたそれに合わせて条例改正が、記載の内容部分だとは思うのですけれども、されるという流れになるのかという、この2点をお願いします。

奥野委員長 西部長。

西総務部長 議員おっしゃられるとおり、今後、議会におきまして個人情報の保護に関する条例を制定されるかと思っておりますけれども、その内容も含めまして、必要に応じてまた見直しを、必要かなと考えております。

奥野委員長 谷地委員。

谷地委員 そうしたらこれは、議会としての個人情報保護の条例というのは、これは局長になるのですか、いつぐらいに制定される見通しなのですか。

奥野委員長 増田局長。

増田議会事務局長 ただいまの説明のとおり、議会は、今までは岬町個人情報保護条例の中で実施機関として行政などと一緒に適用であったのですが、今回外れるということで、議会としても独自の条例をつくる必要が生じたということになります。

それで今回、まさに法施行条例が今回議案に上がっているのですが、それが可

決されましたら、その内容を踏まえ整合性を取りながら、今後、内容を整理していきまして、3月議会で上程させていただきたいと考えております。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかの委員さんで、ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 担当からの説明で大体のことは理解しているつもりでいるのですが、確認だけ。

1点だけ確認させていただきたいのですが、今回のこの条例、全部改正ですか。これは、要は今まで岬町として独自で個人情報保護に関する条例を持っていたのが、今回から国の法律として個人情報に関する法律に変えるということだと思っております。

そうした場合に、岬町が今まで独自で行ってきた分と、国の法律と、間に違いがあるところもあるのではないかという話なのですけれども、これがさきほど例えばの話で森副理事から紹介がありました、この概要版の2ページ目の部分の(4)ですか、第4条関係ですね。開示決定等の期限。法は開示決定期限を30日以内としています。本町では現行の運用と同等とするため、開示決定期限を15日以内として法より短縮することとしていると。岬町は今までこれを15日以内としていたのが、国からは30日以内で来ているけれども、ここは岬町が今まで行ってきたように15日として進めていくということだと思っております。

これを例にして、例えばこれから先も国の通り一遍の法律では岬町としてそぐわないという点などが出てきた場合には、それは国の統一的な、規格的な法律だけれども、岬町でまたそれを変更することは随時可能なのか、その点をお聞きしたいと思います。

奥野委員長 森副理事。

森総務部副理事 坂原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員おっしゃるように、今まで町の条例で網がかかっていた部分が、国の法律の網の中に入るという形になるのですけれども、開示期限を30日から15日にするという以外に、法の許された範囲の中で、条例改正等でその都度対応できるというところがありまして、例えば、現在義務にはなっていない行政機関等の匿名加工情報、これは都道府県とか政令指定都市についてはビックデータのようなものを開示して、それによってお店の出店等に役立てるようなデータを開示

すると。そういったことは、岬町では考えていないんですけれども、その辺も、場合によっては必要があると考えたら、将来的に見直すこともできると。

あとは、条例の要配慮個人情報というところで、本人の同意がないと絶対に出せないというセンシティブな情報について、法律では幾つか、11点ほど明記されているんですけれども、そこに町独自の考え方として、岬町としてこういうのも加えたほうがいいのかなどというのがあれば加えられるというようなことを、現在、この本条例の中にはそういった要配慮個人情報を独自で設けたりとかというのはしておりませんが、今後、必要が発生しましたらその辺も改正できるという形で、法の認められる範囲の中で運用していけるというふうに考えております。

奥野委員長 いいですか。

ほかの委員さん、ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第56号は、本委員会において可決されました。

議案第58号「岬町議会議員及び岬町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 討論なしと認めます。

討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第58号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案3件については、全て議了しました。

続いて案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

(午前 10時51分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年12月8日

岬町議会

委 員 長 奥 野 学